

平成31年度 国立大学法人北海道教育大学 年度計画

平成31年3月28日 文部科学大臣届出

(注) □内は中期計画、「○」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】 教員就職率75%の確保に向けて、学士課程教育では以下の取組を進める。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ① 教育課程の体系性（ナンバリング等で明確化）や理論と実践の往還並びに実践型カリキュラムという観点の実質的な保証と北海道や全国の教育課題（子どもたちの学力・体力、いじめ・不登校、学校の小規模化、道徳教育、小中一貫教育、小学校英語教育等）への対応について、不断の点検と見直しを行うため、外部有識者や学生等による意見を取り入れた評価の仕組みを構築する。
- ② 学生の主体的・能動的学修を実質化するため、第2期中期目標期間に教職大学院等で培った双方向遠隔授業システムのノウハウを活かしつつ、学校現場の活用も見据えた教育方法の改善（アクティブ・ラーニング、ICT教育の導入等）に取り組み、学生の学修時間を確保・増加させる。
- ③ グローバル化への対応や食育、防災・安全教育等、時代のニーズを反映した様々な課題に対する学びに対応するため、全学の教員による教育研究組織を設置し、テキスト作成や授業方法並びに教材の開発を行う等の研究を進め、それらを学生教育に反映させる。
- ④ 学生の自学自習を促すために、学修活動を厳格に評価する方法（ループリック等）を導入して、学修成果を把握させるためのフィードバックを行う。
- ⑤ 教育課程編成基準に定めた課程・学科ごとに開設する教養教育科目がその目的と合致しているか検証し、その課題を踏まえて、ステークホルダーの意見を取り入れながら授業内容（シラバス）を充実・改善する。

- 外部委員会及び学生評価委員会からの意見(同一名称の授業科目の評価等)を踏まえ、教育内容・方法等（シラバス等）の改善を推進するとともに、課程・学科ごとに、教養科目等の実施状況について検証を行う。また、学校現場での活用を見据えて、アクティブ・ラーニングの手法を取り入れた科目「学校臨床研究」及び「教職実践研究」をより効果的な内容に見直すとともに、学修活動を厳格に評価するため、ループリックを含めた成績評価の基本の方針を策定する。

【2】 高度な教員養成機能の拠点的役割を担い、学生の実践的な指導力・展開力を確保するため、教育委員会等のニーズを踏まえ、教育課程及び教育研究組織の見直しを進め、教員就職率について、教職大学院90%、修士課程70%を確保する。

- 現職派遣教員の短期履修制度の創設等、教育委員会等からのニーズを踏まえ、教職大学院・修士課程の教育課程等を見直す。

【3】 大学院段階においては、高度な教育者及び研究者の基礎教養として、教育・研究に関する高い倫理観や規範意識を醸成するとともに、共感的理解や協働のためのコミュニケーション力を高め、困難な教育課題に対応しなければならない。こうした観点から大学院の改革にあたり、教育学研究科修士課程の教養教育の在り方を検討して、教養教育（「研究倫理と調査手法（仮称）」等）をカリキュラムに位置づける。

- 平成29年度から平成31年度までの研究倫理e-ラーニングシステム「eL CoRE」の試行を踏まえて、研究倫理教育を必修化する方策について検討する。

【4】 教育資源を効果的・効率的に活用するため、第2期中期目標期間に北海道内の7国立大学との連携により開始した、双方向遠隔授業システムと単位互換制度を利用した教養教育、留学生への入学前準備教育等を充実させる。

- 双方向遠隔授業システムを活用した北海道内7国立大学連携授業に係る広報としてリーフレット配付や電光掲示板による周知等を引き続き行い、当該事業の単位互換制度を利用した教養科目の受講者数及び本学から他大学への提供科目数を確保する。
- 北海道地区の国立大学と連携し、引き続き入学前及び入学時に行う留学生を対象とした準備教育プログラム等を実施する。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【5】 教員養成課程及び学科のアクティブ・ラーニング等を担当する、実務経験豊富な教員（学校臨床教授等）を増やし、また、教育実習やインターンシップ等の現場での指導に当たる教員（教育実践コーディネーター等）を新たに配置して、学生教育の質向上を図る。そのために従来の非常勤講師の配置を見直し、専任教員を中心とした教員配置を実現する。これにより、非常勤講師の担当時間数を第3期中期目標期間の各年度において、前年度実績以下に削減する。

- 学生教育の質向上を図るため、学校臨床教授や教育実践コーディネーター等の実務経験豊富な教員等による学校現場等での経験を生かした実践的な教育を推進する。

【6】 ミッションの再定義では、学校現場での指導経験のある大学教員を30%にすることとしていたが、教員養成課程における実践的指導力のより一層の育成・強化を図るため、35%を確保する。

- 平成30年度に引き続き、学校現場での指導経験のある教員からの応募を期待する旨を、本学教員採用時の公募要領に記載するほか、教育委員会との人事交流等による教員の採用を行い、学校現場での指導経験のある大学教員の割合について35%を確保する。

【7】 教員養成を担う大学教員の実践的指導力の育成・強化を図るため、附属学校を活用した新任大学教員研修プログラム及び教員現職研修プログラムを第2期中期目標期間に開発した。第3期中期目標期間では本格的に実施し、第3期中期目標期間末には学校現場での経験（指導、研修及び実践研究を含む）のある大学教員を100%にする。（戦略性が高く意欲的な計画）

- 新任大学教員研修プログラムを引き続き実施するとともに、教員現職研修プログラムについては、平成30年度に研修未受講者の受講を促すためにとりまとめた今後の受講計画に基づき実施を推進する。これらにより、教員養成課程の教員について、学校現場での経験（指導、研修及び実践研究を含む）のある大学教員の割合を70%以上にする。

【8】 学生の主体的・能動的学びを促進するため、ラーニングコモンズの整備やe-ラーニングで利用可能なデジタルコンテンツの拡充等学修環境を整備する。

- 札幌館、旭川館、釧路館のラーニングコモンズについて、平成30年度から実施しているラーニングコモンズを活用した図書館機能強化プロジェクト（大学院生サポーターの配置、講習会・セミナー・講座等の開催等）を引き続き実施することにより、利用促進を図る。また、ラーニングコモンズ未整備の函館館、岩見沢館については、設置計画実施への準備を整える。
- これまでCollaVODにアップロードしてきた小学校全学年対象の英語の授業用教材（Hello from Hokkaido）の活用を図るとともに、学内でのデジタルコンテンツの保有状況を整理し、全学的に利用可能なデジタルコンテンツの活用を促進する。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【9】 第2期中期目標期間において、授業料全額免除基準該当者のうち全額免除許可者の割合が10%に満たない状況もあったことから、第3期中期目標期間は、経済的理由により、修学困難な学生を支援するため、授業料免除予算を確保し、全額免除許可者の割合を15%以上とする。

- 2020年度から実施予定の高等教育無償化の導入を踏まえ、授業料免除の選考基準等を含む授業料免除制度について必要な見直しを行う。

【10】 学生生活上の課題や心身の健康上の困難を抱えた学生（以下、「困難を抱えた学生」という。）をサポートするため、全学的な支援体制を整え、以下の取組を進める。

- ① 困難を抱えた学生等を早期に把握するため、健康調査（スクリーニング）を実施する。
- ② 困難を抱えた学生に応じたサポートをするため、教職員間の連携を図るチームを結成する等、キャンパスにおける組織的な支援体制を構築する。
- ③ 困難を抱えた学生へのサポートを充実させるため、全学及びキャンパスにおける

支援体制の在り方を検証する。

- キャンパスにおける、困難を抱えた学生に対する支援の取組状況を踏まえ、全学としてのサポート体制を組織し、取組を推進する。

【11】 課外活動が人間的成長を促し、キャリア形成の上からも重要であることを理解させる「課外活動ハンドブック」の作成・配付を行い、学生の自主的活動を活性化させるとともに、課外活動の施設整備と活動補助のための予算を確保して、学生団体等への加入率を60%程度に高める。

- 「課外活動ハンドブック」の配付やリーダー研修会を継続して実施する等、課外活動の活性化策及び学生団体への加入率向上策を継続して実施する。

【12】 法令遵守やハラスメント防止について、学生に十分に理解させるとともに、より多くの学生への浸透を図ることを目的として、学生の企画による研修会、リーダー研修受講者による講習会等を実施する。また、学生団体結成の際の条件として、リーダー研修会受講を平成29年度までに義務化させる。

- 受講を義務化したリーダー研修会において、学生の企画による研修等を実施するとともに、リーダー研修受講者が、その内容を構成員に周知することを促進する取組を実施する。

【13】 学年進行に沿ったキャリア形成プロセスを明確にして計画的なキャリア支援を行い、併せて学生自身が目標や到達地点を確認できるようにしながら、以下に掲げる就職率を実現する。

- ① 教員養成課程においては、1～2年次で学生に教員としての意識付けを行うため、授業科目「キャリア開発の基礎」を開講し、3～4年次では教員採用試験に向けて、より実践的な講座として、教員就職対策特別講座や個別面接指導を実施する。上記のように、計画的にキャリア支援を行うとともに、教員採用試験に精通した相談員を配置し、きめ細かな就職指導を行い、結果として教員就職率75%を確保する。
- ② 学科においては、キャリア教育に関する授業科目として、「キャリアガイダンス」「キャリア開発」「進路開発の実際」等を1年次から4年次まで体系的に開講し、社会人基礎力を涵養する教育を行うとともに、民間企業の人材養成等に精通した相談員を配置し、業界研究や面接指導等、きめ細かな就職指導を行い、就職希望者に対する就職率を少なくとも90%確保する。

- キャリアセンターで実施する進路意向調査等を活用し、学生指導教員が学生への定期的な進路指導を実施することにより、教員養成課程においては教員就職率を向上させ、学科においては就職希望者に対する就職率90%以上を維持する。また、昨今の就職スケジュールの動向を踏まえ、就職率向上につながる就職支援を実施するため、講座の内容・

開催時期等を改善し、キャリア・ガイドを改訂する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

- 【14】 高大接続を重視する新しい入学者選抜方法へ見直すため、新たに入試戦略室（仮）を設置して入試アドミニストレーターを配置し、入学者として相応しい能力・意欲・適性について分析・研究するとともに、研究成果を入試制度改革に取り込む。
- ① 教員養成課程においては、平成28年度入学者選抜方法の変更による入学者の学力等の検証を行い、質の高い教員養成に向けた能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する入学者選抜方法へ改善する。
- ② 学科においては、学科完成の平成29年度までの入学者の学力等の検証を行い、国際的視野を持った地域で活躍できる人材（国際地域学科）及び地域再生の核となる人材（芸術・スポーツ文化学科）の養成に向けた能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する入学者選抜方法へ改善する。

- 札幌校にて実施した教員養成特別入試を拡充し、旭川校及び釧路校においても実施する。また、入試戦略チームにおいて、教員養成特別入試を含む入学者に係る入試データ等の分析・研究を継続し、入学者選抜方法改善の検討を開始する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 【15】 学部全体として、へき地・小規模校教育、特別支援教育、食育、理数科教育等学校教育に密着した研究に対して重点的に学長戦略経費を投入し、その研究成果を学術的に発信するだけでなく、本学の教員養成教育の充実のために活用し、地域の様々な教育課題の解決に応用する。
- さらに、学科においては、ステークホルダーの意見を取り入れる仕組みを作り、地域に貢献する人材養成プログラムの開発を行う。また、地域や文化価値に関する現代的・学際的探求を進め、研究成果を地域の様々な課題解決に活用し、地域の国際化や芸術・スポーツ文化による「生き甲斐・健康・まちづくり」等地域の活性化及び振興に寄与する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- 本学がこれまで学長戦略経費を投入した研究プロジェクトを引き続き推進するとともに、平成28年度から平成31年度までの各プロジェクトの研究成果について、学術研究・学校教育・教員養成教育・地域貢献等の観点で暫定評価を行う。

- 【16】 教員養成を行う全国の大学・学部に対して、HATOプロジェクトの研究成果を生かして、特に本学が取り組む「小学校英語教育の指導力向上」及び「へき地・小規模校での現職教員支援」等についての中心的役割を担いながら情報提供を行い、継続的に相互交流と相互支援を実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- 本学の提案により、日本教育大学協会に設置された「全国へき地・小規模校教育部門」

と連携して、本学がこれまでHATOプロジェクトで取り組んできた成果を生かして、全国の大学とへき地・小規模校教育に関する研究・実践交流を推進する。また、小学校英語における専門性の高い教員の育成を支援するため、引き続きCollaVODの活用を促進する。

【17】 教員養成を行う大学、全国の学校、教育委員会等からの要望に対応する現在の重要な教育課題及び新たに提起されてくる問題の解決を行うために、解決に寄与するカリキュラム・教材・指導法等の方策を具体化する。

- へき地・小規模校における小学校英語教科化への対応を支援するため、「複式学級における学習指導の手引き」に英語の指導案を新たに追加し、学校現場での活用モデルとして普及を図る。

【18】 全国の学校教育の質の高度化や地域の特質へ適合した教育の実践を実現するためには、HATO構成4大学を中心に教育委員会等現場と連携し、地域や現場のニーズに対応した課題解決に向けて、セミナーや講習会等を実施する。

- 学校現場のニーズに応じた指導力向上を図るため、教育委員会等との連携による現職教員等向けのフォーラム等（小学校英語・小中連携フォーラム等）を実施する。

【19】 「教育実習前CBT（Computer Based Testing）」を、HATOの4大学をはじめ、多くの教員養成系大学と連携し、運用・実施する。

- HATO4大学以外の大学における教育実習前CBTの利用促進を図るための体制を構築する。

（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【20】 第2期中期目標期間中に配置した「研究支援コーディネーター」を充実・発展させ、新たに研究戦略室（仮）を設置し、事務局体制や教員と事務職員の連携等を強化する。また、リサーチ・アドミニストレーターを配置し、教育や地域の課題解決と地域の成長・発展に資する研究を企画・管理・支援するとともに、若手研究者の研究、海外ネットワークの形成、海外との共同研究等を推進する。

- 外部資金に係る相談や研究計画書作成支援等の取組を強化するとともに、平成28年度から平成31年度までの研究支援の取組について、外部資金獲得や研究成果発表等の観点で暫定評価を行う。また、海外ネットワークの形成や海外との共同研究等について、学長戦略経費を投入し支援する。

【21】 グローバル化への対応や食育、防災・安全教育を含め、新たな学びのニーズに関する情報を積極的に収集・研究し、その成果をテキスト・教材等として可視化するとともに、本学全体の研究に関する広報にも積極的に取り組む。

- これまでに実施した、新たな学びのニーズを取り入れた重点分野研究プロジェクト（研究期間3年）の成果をとりまとめて大学ウェブサイト等で公開するとともに、平成31年度以降の重点分野研究プロジェクトを新たに公募し、推進する。また、学長戦略経費において学術論文・著書等の公表を応募条件とし、採択された研究の成果を本学の学術リポジトリと連携し公開する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【22】 地域における知の拠点として、相互協力協定先及び各教育機関・団体と連携・協働して、第2期中期目標期間においては、下記の特色ある地域振興イベント等や学校支援・地域教育支援を実施してきた。第3期中期目標期間においても、引き続き相互協力協定先及び各教育機関・団体と連携・協働した事業を実施する。

- ① J A グループ北海道と連携した教員養成3キャンパスにおける食育体験事業（稻作・酪農体験塾等）
- ② 遊びを通じたスポーツ普及事業（岩見沢校あそびプロジェクトや4者連携事業における「健康増進プロジェクト」）
- ③ ミュージックキャラバン等地域における音楽振興事業
- ④ 北海道立美術館と連携した美術展、展覧会鑑賞を通じた芸術（美術）教育等

- 地域における知の拠点として、北海道教育委員会及び関係団体等と連携・協働し、特色ある地域振興イベントや、学校支援・地域教育支援等を実施するとともに、実施内容等を学内外に広く周知する。

【23】 北海道の学校教育における課題であるへき地・小規模校教育並びに学力及び体力向上に対応するため、各教育委員会、教育研究所及び学校と連携を図り、地域の実情に応じた取組を取り入れた学生ボランティア派遣事業、並びにへき地校体験実習を実施する。

- 北海道教育委員会との定期的な協議を推進し、学校現場のニーズに沿った事業を実施する。また、本学へき地・小規模校教育研究センターが中核となり、へき地・小規模校教育のネットワークを充実・強化するとともに、学内においては、へき地校体験実習を充実させる。

【24】 教育委員会や北海道立教育研究所等との連携協力関係を深化させ、各種教員研修に本学が大学院レベルの研修を共同で実施する。その研修を本学の大学院教育に位置づけて単位化し、研修の積み重ね等により大学院の履修を進める、新たな大学院長期履修制度を創設する。

- 教育委員会等との意見交換を踏まえ、教職大学院における新たな履修制度の創設のための体制を整備する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【25】 グローバル化に対応できるリーダーの育成を目的として開講している「グローバル教員養成プログラム（1学年定員60名）」充実のため、受講学生が卒業する際にプログラム修了認定の要件となる語学基準（TOEIC 860点相当）に到達する割合を70%以上とする。

また、北海道教育委員会が主催し、全国的に評価されている「イングリッシュキャンプ」にグローバル教員養成プログラム受講学生が参加することで、早い段階から学生に実践的能力を育成させる。

さらに、英語教育全体の充実を図るため、小学校教諭1種免許状を取得して卒業する学生の語学スコアの基準をTOEIC 570点相当、中学校教諭1種免許状（英語）を取得して卒業する学生の語学スコアの基準をTOEIC 730点相当に設定し、この基準に到達する学生の割合を80%以上とする。（戦略性が高く意欲的な計画）

- 英語力を向上させるため、語学基準未到達者に対して、新しいe-ラーニング教材の活用を促進する等の具体的対策を講じる。
- 「グローバル教員養成プログラム」の受講学生に対し、国際交流・協力に係るボランティア活動の参加を促すとともに、参加学生の当該ボランティア活動に対する意識を高め、実践的能力の育成につなげることを目的として、活動成果報告会を開催する。また、当該ボランティア活動参加学生の活動状況等について検証する。

【26】 留学生の派遣・受入の拡大を図るため、海外の協定締結大学等と連携し、相互に相手先の大学で授業を行うための「共同教育プログラム」（学部・大学院での単位取得を目的とするもの）や「海外教育実習プログラム」（海外での教育体験を主としたもの）等、新たなプログラムを開設するとともに、クオーター制等の新しい学事暦を導入して、海外派遣留学生及び海外受入留学生をそれぞれ年間150名に増やす。（戦略性が高く意欲的な計画）

- 留学生の派遣・受入の拡大を図るために進めてきた体制の整備状況を検証する。また、海外の協定締結大学等との連携による海外研修プログラムの実施に向けた取組を推進する。

【27】 海外の協定締結大学等と連携して、先進的教育手法を持つ英語教員を講師として招聘し、学生対象の英語能力強化プロジェクト、大学教員対象の英語による授業の教授法等に関する研修、職員対象のビジネス英語研修をそれぞれ実施する。さらに、グローバル化に対応した取組を一層推進するため、大学教員を対象とした海外研修制度を充実する。また、海外の大学との連絡調整、学生の海外派遣、留学生受入業務等のグローバル化対応業務の円滑化を図るため、事務職員の海外語学研修経験者を20%以上とし、その経験者を各キャンパスに複数名配置する。（戦略性が高く意欲

的な計画)

- グローバル化に対応するため、これまで取り組んできた学生対象の英語能力強化プロジェクト及び大学教員対象の英語による授業の教授法等に関する研修について、研修内容の改善・充実を図りつつ、継続して実施する。
- 事務職員の海外語学研修経験者の割合を18%以上まで向上させるため、引き続き、海外語学研修を実施するとともに、海外語学研修経験者を各キャンパスに複数配置する。

【28】 開発途上国の課題の一つとなっている初等教育段階からの理数科教育の向上について、本学として貢献するため、文部科学省・JICA・JICE等と協力し、関係諸国からの教員研修生を附属学校で受入れ、日本の学校のしくみと役割や理数科の授業改善に向けた取組について学び、母国の子供たちへの学習意欲を促す理数科授業の構築や、それを学習指導案として表現できる能力の形成を目標とする研修事業を実施する。
また、大学教員及び附属学校教諭を開発途上国に派遣し、理数科教育における公開授業、授業検討会、教材開発ワークショップを実施するとともに、これらの事業にスタッフとして学生を派遣する。

- 開発途上国の教育分野に対する国際協力の一環として、JICAと連携し、研修員受入事業「児童の学び改善のための初等算数教授法」を新たに実施するとともに、研修員受入事業「へき地教育振興」を引き続き実施する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【29】 北海道教育委員会と連携し、「授業実践交流事業」を平成25年度から実施しているが、第3期中期目標期間にはさらに充実させていく。北海道公立学校教員の授業力向上に寄与するために、附属学校教員が各地区公立学校での出前授業、校内研修の講師を担当するとともに、公立学校教員による附属学校の授業観察を日常的に受け入れる。

- 札幌地区で進めてきた「グローバルな視点を基にした」小中一貫教育を目指す取組を他地区でも取り入れるとともに、授業実践交流事業の出前授業や校内研修の中で発信する。

【30】 小学校における英語教科化への準備として、小学校英語の教育課程・指導法・教材の開発、及び中学校における英語教育の在り方に関する研究を進めるために、大学教員と4附属小学校、4附属中学校の教員でプロジェクトチームをつくり、研究に取り組んでいる。第3期中期目標期間には、この研究の成果（評価基準ともなる小学校各学年のCan-Doリスト、ICTを活用した蓄積型発展教材スノーマン）の検証、改善を図り、道内の公立学校に普及させるとともに、学部の教員養成カリキュラム

に組み込み、附属学校教員も授業を担当する。

- 大学講義及び附属学校等において、Can-Doリスト等の小学校英語指導に係る研究成果を活用したモデル授業を実施する。

【31】 校園長（大学教授兼任）が附属学校園に軸足を置いて学校運営ができるように、学内での委員会業務及び授業時間数を平成25年度から軽減（非常勤講師予算を措置）している。第3期中期目標期間においてもこの措置を継続し、各キャンパス長との定期的な連絡協議を実施するとともに、附属学校の機能強化を図るため、専任校長を置く。

- 附属学校園の運営をより円滑にするため、校園長の専任化に向けた課題を明らかにし、必要な体制整備に着手する。

【7】 教員養成を担う大学教員の実践的指導力の育成・強化を図るため、附属学校を活用した新任大学教員研修プログラム及び教員現職研修プログラムを第2期中期目標期間に開発した。第3期中期目標期間では本格的に実施し、第3期中期目標期間末には学校現場での経験（指導、研修及び実践研究を含む）のある大学教員を100%にする。（再掲）（戦略性が高く意欲的な計画）

- 新任大学教員研修プログラムを引き続き実施するとともに、教員現職研修プログラムについては、平成30年度に研修未受講者の受講を促すためにとりまとめた今後の受講計画に基づき実施を推進する。これらにより、教員養成課程の教員について、学校現場での経験（指導、研修及び実践研究を含む）のある大学教員の割合を70%以上にする。（再掲）

【32】 教育実習に必要な知識や技能を習得した上で教育実習に参加できるように、第2期中期目標期間に「教育実習前 CBT (Computer Based Testing)」を開発した。第3期中期目標期間にはこれを実施し、「教育実習前 CBT」を受けて一定の基準に達した学生を附属学校園で実習生として受け入れ、実習評価基準の見直し等大学の教育実習委員会と協議して、実習評価を厳格に行う。

- 平成29年度に導入した新たな実習評価基準に係る教育実習校対象のアンケート調査の結果を基に、新たな実習評価基準の成果と課題について検証する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【33】 第2期中期目標期間のガバナンス改革において、各校に設置していた教授会を廃止し、教授会審議事項を精選した上で、教育学部、大学院にそれぞれに1つの教授会を設置した。また、各校担当副学長であったキャンパス長やその他教育研究組織

の長の選考方法については、推薦方式ではなく、学長任命とした。

第3期中期目標期間においては、上記1から4の教育、研究、社会貢献及びその他の目標達成に向けて、学長のリーダーシップが一層發揮できるよう、平成29年度末までに、戦略を立案する「大学戦略室」を設け、学内組織の強みや弱み等を分析するIRセンター（仮）と連携して、大学経営を戦略的・効果的・機動的に進める。

また、業務改善の推進及び人的資源の有効活用の観点から、学生生活の相談に何でも対応できる学生支援コンシェルジュ、研究推進等のためのリサーチ・アドミニストレーター及びカリキュラムの開発支援のための専門職員を育成し配置する。

- 平成30年度に引き続き、「大学戦略本部」において、戦略を立案・提示し、大学改革を推進するとともに、戦略的・効果的・機動的な大学運営を進めるための機能について検証する。
- 平成30年度までに配置した学生支援コンシェルジュ、リサーチ・アドミニストレーターに続き、カリキュラムの開発支援のための専門職員を配置し、カリキュラム改善等を推進する。

【34】 社会や地域のニーズを法人運営に的確に反映させる方途の1つとして、経営協議会の学外委員等による5キャンパスの訪問、及び学外委員とキャンパス教職員との意見交換の場を設け、学外者からの提言を大学運営に活かす。

- 平成28年度から平成30年度に実施した、経営協議会の学外委員によるキャンパス訪問及びキャンパス長等との意見交換会で提案のあった改善内容等が、大学運営にどのように活かされたのかについて検証する。

【35】 これまでの教員評価制度は、自己点検評価及び所属長における評価により、教員を総合的に評価してきたものであるが、第3期中期目標期間においては新たな制度として、これらの評価に加えて、学生等のステークホルダーによる評価、学長の評価及び教育研究活動等による評価を3年に一度実施する。評価結果は、教員の処遇（昇給・勤勉手当）や学長表彰等に反映させ、教員各自の教育研究力の向上・改善につなげる。

- 教員評価制度のうち、単年度での評価が難しい項目及び継続的な評価が必要な項目について、「3年毎の評価（平成28年度から平成30年度分）」を実施し、評価結果に基づき学長表彰を実施する。

【36】 第2期中期目標期間においては、国立大学協会が掲げる女性教員の割合20%を達成するために、広報活動の推進及び女性教員の積極的な採用方策を定めた「女性教員採用促進のためのポジティブ・アクション」を制定し、推進してきたものであるが、教員に占める女性の割合は、平成27年4月1日現在で18.7%であった。また、

第2期中期目標期間（平成27年4月1日現在）では、役員は全員男性であり、管理職に占める女性の割合は、11.6%であった。

第3期中期目標期間においては、女性役員の割合を14.3%以上、管理職に占める女性の割合についても14.0%以上を確保するとともに、教員に占める女性の割合を20%以上確保する。

- 平成30年度に策定した男女共同参画に関する活動計画に基づき、育児や介護に係る支援制度の周知や女性研究者への研究支援に関する広報を行うなど、女性教員採用率向上のための取組を実施する。

【37】 厳格な経営監視体制を構築するため、監事への情報提供システムの構築や重要な会議への参画を定着させ、監査項目を見直し、監事監査の実効性を高め、組織運営の改善を行う。

- 監事の経営監視体制をより適正に運用させるため、監事監査規則を見直すとともに、新たな規則・要項等の策定が必要か検証する。また、監事による役員連絡会及び連絡調整会議等の大学運営に係る重要な会議への参画を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【38】 第3期中期目標期間中の教員の採用動向を踏まえ、教員採用数や教員就職者数等を検証し、教員養成課程の規模について見直しを行う。

- 平成30年度に作成した教員需要予測モデルに最新の統計データ（教員数・学級数等）を反映させて教員需要推定値を更新し、本学学生の教員就職状況との関係を検証するとともに、教育課程や入学者選抜に係る課題をまとめる。

【39】 北海道の地域特性を活かし、地域の教育課題を解決していくための高い実践的指導力を持った教員の養成を担う大学としての役割を踏まえ、教育学研究科の教育研究組織とその規模を見直す。

- 修士課程の教員養成機能を教職大学院へ移行する2021年度教職大学院改組に向け、新たな教職大学院の入学定員や教育課程等を確定する。

【40】 教育の質の高度化を図るため、日々の教育現場の課題を解決する「実践知」を探求し、課題解決への道を提案する「研究する教育実践者」の養成について、他の教員養成大学・学部と連携した組織化のための研究を行う。

- 「研究する教育実践者」を養成する博士課程構想ワーキンググループ（Ed. D.ワーキンググループ（仮称））を設置し、教育研究組織の在り方について研究を進める。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【41】 第2期中期目標期間のガバナンス改革において、各校毎に設置していた教授会を廃止し、教授会審議事項を精選した上で、教育学部、大学院にそれぞれに1つの教授会を設置した。また、各校担当副学長であったキャンパス長やその他教育研究組織の長の選考方法については、推薦方式ではなく、学長任命とした（再掲）。さらに、各種委員会の目的・役割を明確化するとともに組織構成についても見直した。

第3期中期目標期間においては、上記ガバナンス改革による規則改正に沿って、本部、キャンパスの事務組織や各種委員会における事務の役割・在り方について、効率化の観点から、適宜点検を行い、改善策を実施していく。

また、北海道地区の国立大学との業務の共同実施や事務処理の改善・見直し等を推進する等、事務の効率化・合理化と業務改善を行う。

- ガバナンス改革による規則改正に沿って、本部、キャンパスの事務組織や各種委員会における事務の役割・在り方について、関係規則を点検し、改正する。また、継続して、北海道地区の国立大学との業務の共同実施や会議のペーパーレス化の推進など、事務の効率化・合理化と業務改善を進める。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【42】 自己収入増加のため、以下の取組を進める。

- ① 学外との共同研究、科学研究費助成事業、奨学寄附金等の外部資金を積極的に獲得するため、教員と職員が協働し、研究助成関係の公募に積極的に応募する体制を強化する。
- ② 外部資金・寄附金獲得のためのファンドレイザーを配置するとともに、引き続き、寄附金（基金）3,000万円以上の獲得に取り組む。
- ③ 第2期中期目標期間の後半から実施した卒業生・修了生等に係る証明書発行の有料化を、引き続き行う。

- 科研費・共同研究・受託研究・奨学寄附金等の外部資金獲得を教職協働により支援するとともに、大型の外部資金獲得に繋がる研究シーズの発掘や申請書作成支援等を行う。また、若手研究者に対し学長戦略経費等の学内予算を配分するとともに、研究計画書作成支援を行う。

- 北海道内各地の企業を中心にファンドレイザーによる募金活動、クレジットカード決済システム等による寄附、大学ウェブサイト等での広報活動を通して、自己収入の増加を目指す。また、卒業生・修了生等に係る証明書発行の有料化を引き続き行うとともに、新たな自己収入の増加策について検討を行い、導入可能なものについて実施する。併せて、平成28年度から平成30年度までの3年間に実施した自己収入の増加策についての検証・分析を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【43】 第2期中期目標期間は北海道内の国立大学と7件の共同調達を実施し、共同調達によるスケールメリットの活用（調達コスト低減）及び業務負担の軽減を図った。第3期中期目標期間には第2期中期目標期間中の効果的な共同調達を継続するとともに新たな共同調達の実施、省エネ等の推進、コスト意識の徹底により、業務費に対する一般管理費比率について、全国11教員養成系大学における平均値（平成26年度4.22%）以下に抑制する。

- 第2期中期目標期間中の効果的な共同調達を継続するとともに、北海道内国立大学法人との新たな共同調達へ向けた検討を行い、可能なものについて実施する。また、照明設備LED化事業計画に基づく第4期事業を実施するとともに、コスト意識の徹底を図るために全学に対して管理経費削減に向けての周知を行う。併せて、平成28年度から平成30年度までに実施した取組について、検証を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【44】 平成28年度には建築後30年を超過する未改修の建物が全体面積の約44%となる見込みである。施設の老朽化に伴って、多様化する新たな教育研究へ対応するためのスペース創出や、安心・安全な環境の確保が課題となる。これらの資産を有効に活用するために、第2期中期目標期間には、施設・設備の点検・評価及び必要かつ計画的な整備による予防保全を前提とした運用管理を行うため、「施設維持管理マニュアル」による施設等の定期点検・評価を実施することによって、資産の点検体制を構築した。

第3期中期目標期間においては、引き続き予防保全による計画的な維持管理体制を基盤として、定期的な見直しによるキャンパスマスターplanの充実並びに資産の用途・目的について点検・評価を行う。

また、ライフサイクルコストによる費用対効果に基づく資産運用方針を策定し、更なる学外者の利用を促進することにより、土地及び建物の貸付による収入を第2期中期目標期間の平均に比し、10%以上増加させる。

- 平成30年度に実施した全キャンパスの資産の点検・評価結果に基づき、資産運用方針及びキャンパスマスターplanの施設整備計画について見直しを行う。また、土地及び建物の貸付による収入の増加については、平成29年度及び平成30年度に引き続き、学外者の利用促進を図り、安定した運用を継続する。

【45】 資金運用による運用益を獲得するために、第2期中期目標期間には、適切なリスク管理の下、北海道地区国立大学間の連携による共同の資金運用（Jファンド）を行う中で単独の運用より有利な運用と考えられる運用を69回実施し、総額270万円の運用益を獲得した。第3期中期目標期間においても、引き続き、適切なリスク管理の下、北海道地区国立大学間の連携による共同の資金運用に積極的に参画し、安定的な運用益の確保に取り組む。

- 適正な資金管理の下、北海道地区国立大学間の連携による共同の資金運用（Jファンド）に積極的に参加する。平成29年度から、Jファンドの利用可能な全ての日数において運用を行い、安定的な運用益を確保してきたことから、引き続き同程度の運用日数を維持し、最大限の運用益の獲得を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【46】 大学の教育を中心とした諸活動における質保証について、国内外の事例や他大学における取組の調査及び研究を行い、大学教育の質の向上に結びつけるシステムを構築し、そのシステムの有効性について検証を行う。

- 平成30年度に制定した「国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則」に基づき各種評価を実施するとともに、当該評価活動の実施体制・方法等の検証を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【47】 大学が地域に開かれた身近な存在として広く理解されるために、地域の教育研究活動拠点として、大学における学生活動の様子や現職教員への支援等の取組のほか、キャンパスが所在する地方公共団体等と連携した地域振興イベントによる広報活動等を、動画等を用いながら大学公式SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）により積極的に情報発信する。特に、大学公式SNSとして平成26年度より活用しているFacebookにおいては記事を年間約60件掲載する。

- より積極的な情報収集を行うために、平成30年度に試行したウェブの入力フォームを活用した「広報記事投稿フォーム」について本格実施するとともに、大学公式SNS等を使って定期的な情報発信を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【48】 環境に関わる世代間の平等を尊重する社会人の育成に努めるため、第2期中期目標期間においては、将来にわたって環境負荷の低減を確実に実施するための方策として、平成32年度までを対象期間とする行動計画を作成・実施した。
第3期中期目標期間においては、キャンパスマスター・プランの定期的な見直しと併せ、引き続き行動計画に基づくソフト面で環境負荷の低減対策を実施するとともに、積雪寒冷地帯において必要不可欠な暖房設備については、「計画的な維持管理に関する施設マネジメント」に基づき中長期の保全計画を策定する。また、老朽化の進んだ施設の使用燃料を、より環境負荷の低いものへ転換し、温室効果ガスの排出量を削減するためのハード面での低減対策に取り組む。

- 「地球温暖化対策に関するキャンパス行動計画」における平成31年度計画を策定及び公表し、本計画に基づくソフト面での環境負荷低減対策として、温室効果ガス排出量の

抑制に配慮した省エネルギー活動を推進する。また、老朽化した暖房設備を更新及び環境負荷の低い燃料へ転換するための大規模改修及び小規模な暖房設備等の改修を実施するとともに、温室効果ガスの排出量を削減するためのハード面での環境負荷低減対策の効果を検証する。

【49】 地域における国立大学の役割は、人材養成のみならず、地域との共生及び開かれた空間を含む、魅力あるキャンパス環境の形成である。第2期中期目標期間においては、自然との調和を図り、持続可能なキャンパスと快適な生活環境を形成するため、環境負荷の低減と、学生・教職員の協働による、キャンパス環境を向上させるための施設整備（構内美化）を推進したが、老朽施設の根本的環境負荷低減対策には、補助金等による大型改修が必要である。

第3期中期目標期間においては、定期的な見直しによるキャンパスマスタートプランの充実と併せ、国の財政状況等を踏まえた上で、建築後30年を超過する未改修の建物について、計画的な維持管理に関する施設マネジメントに基づき中長期の保全計画を策定し、環境負荷低減に資する老朽改善を推進するとともに、さらに安全・安心かつ教育研究の質を向上するための環境構築に取り組む。

- 改修工事の実施状況を踏まえ、建築後30年を超過する未改修の建物に係る中長期の保全計画の見直しを行う。また、環境負荷低減に向けた施設・設備の老朽改善の実施並びに安全・安心かつ教育研究環境の機能向上に向けた予算要求を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【50】 安全で安心なキャンパス環境を絶えず目指すために、第2期中期目標期間においては、校舎津波避難施設化事業、備蓄庫・備蓄物資の整備、及び受水槽の防災機能強化を行うとともに、大学構成員の大規模災害に対する危機管理意識の啓発を行うために、「大震災対応マニュアル」、「危機管理ガイドライン・個別マニュアル」等の点検・整備を行い、「大規模地震発生時における時系列行動計画」による総合防災訓練、危機管理に関する講演会を実施した。

第3期中期目標期間においても、引き続き、安全で安心なキャンパス環境を絶えず目指すために、附属学校体育館の災害時の避難場所等を確保するため、建物を単体で使用できるよう、玄関、多目的トイレ及び倉庫の設置に必要な一部増築整備を行うとともに、大学構成員の大規模災害に対する危機管理意識の啓発を行うために、「大震災対応マニュアル」、「危機管理ガイドライン・個別マニュアル」等の点検・見直しを行い、「大規模地震発生時における時系列行動計画」による総合防災訓練、危機管理に関する講演会を実施する。

- 附属学校体育館を災害時の避難場所等として確保するため、玄関、多目的トイレ及び倉庫の設置に必要な一部増築整備に係る予算要求を行う。
- 総合防災訓練を実施するとともに、訓練結果を検証する。さらに、「大規模地震発生時における時系列行動計画」等の見直し、及び危機管理個別マニュアル策定指針に基づく

各マニュアルの点検・見直しを行う。また、教職員の危機管理に関する意識の向上を図るため、危機管理に関する講演会を実施する。

【51】 適切な環境で修学及び勤労ができるよう、人権侵害防止対策として、各種ハラスメントへの理解度を測るアンケートを実施し、人権侵害に関する意識の啓発を行うとともに、新たに義務づけられたストレスチェックの実施結果に基づき、適切な安全衛生管理上の措置を行い、環境整備を充実させる。

- 人権侵害防止対策として、教職員を対象に各種ハラスメントへの理解度を測るアンケートを実施し、アンケート結果を検証する。また、ストレスチェックの実施結果に基づき、高ストレス者に対し、産業医との面接指導を勧奨する等、適正な安全衛生上の措置を行う。

【52】 情報セキュリティ基盤の整備及び情報セキュリティに関する利用者教育を行うため、第2期中期目標期間には、CISO（最高情報セキュリティ責任者）の設置、セキュリティポリシーの整備及び情報セキュリティ講習会を行ってきた。第3期中期目標期間には、より一層の情報セキュリティの確保が図られるよう、情報技術スタッフを配置し、情報セキュリティに関する教育・啓蒙を継続的に実施するとともにサイバー攻撃への対応体制を強化する。

- 平成28年度に計画した「情報セキュリティに係る利用者教育計画」に基づく施策を実施する。また、次世代型サイバー攻撃に対応しうる体制を整備するため、必要な機器を導入する。併せて、インシデント対応組織を運用させるための関係規則等を整備し、対応組織を構築する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【53】 不正防止体制、個人情報の管理体制及び情報セキュリティシステムについて現状・課題を把握し、改善充実を図るために有効な方策を検討し実施するとともに、服務規律や適正な経理について教職員に対し研修を実施することにより、法令遵守等に関する周知徹底を行う。

- 不正防止体制、個人情報の管理体制及び情報セキュリティシステムについて、現状・課題を把握し、さらなる改善充実を図るために有効な方策を検討し実施する。また、法令遵守等に関する周知徹底を図るため、服務規律や適正な経理について教職員に対し研修を実施する。

【54】 第2期中期目標期間においては、「公的研究費の不正使用防止に関する説明会」の受講を義務化し、受講しない教員に対しては、「競争的資金等の申請・使用を認めない」「学内予算による教員研究費を一切配分しない」等の措置をとってきたが、それを継続するとともに、改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガ

「イドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、教員や学生に対する倫理教育を義務化する等、不正を事前に防止する取組をさらに強化する。

- 文部科学省が公表している不正事案を参考に、研究不正に関する最新の情報に留意して不正防止マニュアルを改訂するとともに、コンプライアンス教育に関する説明会において教職員に周知徹底する。また、研究倫理教育についてはe-ラーニング教材を活用し、教員の研究者倫理の向上を図る。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1,688,060 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画

○ 重要な資産を譲渡し、または担保に供する計画 計画の予定なし。

IX 剰余金の使途

○ 每事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、 ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善 に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
<ul style="list-style-type: none"> ・基幹・環境整備（ブロック塀対策） ・ライフライン再生（熱源設備等） ・ライフライン再生（電気設備） ・小規模改修 	総額 222	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費補助金 (191) ・(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (31)

(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

○ 人事に関する基本方針

- (1) 平成30年度に引き続き、学校現場での指導経験のある教員からの応募を期待する旨を、本学教員採用時の公募要領に記載するほか、教育委員会との人事交流等による教員の採用を行い、学校現場での指導経験のある大学教員の割合について35%を確保する。
- (2) 新任大学教員研修プログラムを引き続き実施するとともに、教員現職研修プログラムについては、平成30年度に研修未受講者の受講を促すためにとりまとめた今後の受講計画に基づき実施を推進する。これらにより、教員養成課程の教員について、学校現場での経験（指導、研修及び実践研究を含む）のある大学教員の割合を70%以上にする。
- (3) 事務職員の海外語学研修経験者の割合を18%以上まで向上させるため、引き続き、海外語学研修を実施するとともに、海外語学研修経験者を各キャンパスに複数配置する。
- (4) 平成30年度までに配置した学生支援コンシェルジュ、リサーチ・アドミニストレーターに続き、カリキュラムの開発支援のための専門職員を配置し、カリキュラム改善等を推進する。
- (5) 教員評価制度のうち、単年度での評価が難しい項目及び継続的な評価が必要な項目について、「3年毎の評価（平成28年度から平成30年度分）」を実施し、評価結果に基づき学長表彰を実施する。
- (6) 平成30年度に策定した男女共同参画に関する活動計画に基づき、育児や介護に係る支援制度の周知や女性研究者への研究支援に関する広報を行うなど、女性教員採用率向上のための取組を実施する。

（参考1）平成31年度の常勤職員数 747人

また、任期付き職員数の見込みを 43人 とする。

（参考2）平成31年度の人件費総額見込み 7,405百万円（退職手当は除く）

（別紙）

○ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

（別表）

○ 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算(人件費の見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成31年度 予 算

(単位: 百万円)

区分	金額
収 入	
運営費交付金	7,325
施設整備費補助金	190
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	7
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	31
自己収入	2,955
授業料及び入学料検定料収入	2,795
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	160
产学連携等研究収入及び寄附金収入等	110
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	0
出資金	0
計	10,618
支 出	
業務費	10,280
教育研究経費	10,280
診療経費	0
施設整備費	221
船舶建造費	0
補助金等	7
产学連携等研究経費及び寄附金事業費等	110
貸付金	0
長期借入金償還金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	10,618

[人件費の見積り]

期間中総額 7,405百万円 を支出する(退職手当は除く)。

- 注) 「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額 7,259百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 66百万円。
- 注) 「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額 207百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 14百万円。

2. 収支計画

平成31年度 収支計画

(単位 : 百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	10,926
業務費	10,926
教育研究経費	10,302
診療経費	2,157
受託研究費等	0
役員人件費	38
教員人件費	101
職員人件費	5,998
一般管理費	2,008
財務費用	303
雑損	0
減価償却費	0
臨時損失	321
	0
収入の部	
経常収益	10,926
運営費交付金収益	10,926
授業料収益	7,325
入学金収益	2,539
検定料収益	386
附属病院収益	80
受託研究等収益	0
補助金等収益	38
寄附金収益	7
施設費収益	72
財務収益	0
雑益	0
資産見返運営費交付金等戻入	160
資産見返補助金等戻入	202
資産見返寄附金等戻入	67
資産見返物品受贈額戻入	26
臨時利益	24
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成31年度 資金計画

(単位 : 百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	11,108
投資活動による支出	10,150
財務活動による支出	468
翌年度への繰越金	0
	490
資金収入	
業務活動による収入	11,108
運営費交付金による収入	10,331
授業料・入学金及び検定料による収入	7,259
附属病院収入	2,795
受託研究等収入	0
補助金等収入	38
寄附金収入	7
その他の収入	72
投資活動による収入	160
施設費による収入	221
その他の収入	221
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	556

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等

教育学部	教員養成課程 (うち教員養成に係る分野) 国際地域学科 芸術・スポーツ文化学科	2, 880人 2, 880人 1, 140人 720人
教育学研究科	学校教育専攻 教科教育専攻 養護教育専攻 学校臨床心理専攻 高度教職実践専攻	48人 (うち修士課程 48人) 192人 (うち修士課程 192人) 12人 (うち修士課程 12人) 18人 (うち修士課程 18人) 90人 (うち専門職学位課程 90人)
養護教諭特別別科	40人	
附属旭川幼稚園	70人 学級数 3	
附属函館幼稚園	70人 学級数 3	
附属札幌小学校	444人 学級数 15	
附属旭川小学校	420人 学級数 12	
附属釧路小学校	420人 学級数 12	
附属函館小学校	420人 学級数 12	
附属札幌中学校	339人 学級数 12	
附属旭川中学校	315人 学級数 9	
附属釧路中学校	315人 学級数 9	
附属函館中学校	315人 学級数 9	
附属特別支援学校小学部	18人 学級数 3	
附属特別支援学校中学部	18人 学級数 3	
附属特別支援学校高等部	24人 学級数 3	